

札幌市職員の懲戒処分について

下記の事案につきまして、関係職員の懲戒処分を行いました。

1 事案の概要

被処分者は、2019年度から2021年度の途中まで担当していた北海道から札幌市国民健康保険に交付される保険給付費等交付金普通交付金に係る業務において、必要な起案行為を行わずに報告書等を計9回作成し、公印を無断で計13カ所使用したうえで北海道へ提出するという不適切な事務処理を行った。

このような行為は、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定める地方公務員法第32条、及び信用失墜行為の禁止を定める同法第33条の規定に違反するとともに、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当する。

2 処分日

2025年10月8日（水）

3 被処分者および処分内容等

中央区 一般職（当時：保健福祉局 一般職）男性 30歳代 減給2月

4 管理監督責任

清田区	係長職（当時：保健福祉局	係長職）男性	50歳代	訓告
総務局	課長職（当時：保健福祉局	係長職）男性	50歳代	文書厳重注意
厚別区	課長職（当時：保健福祉局	課長職）男性	50歳代	口頭厳重注意